

## (IC4) 環境賞選考委員会規則

平成17年8月22日	一部改正
平成18年4月21日	〃
平成18年9月15日	〃
平成19年9月7日	〃
平成20年9月5日	〃
平成21年9月11日	〃
平成22年9月17日	〃
平成23年9月16日	〃
平成23年11月18日	〃
平成24年5月11日	〃
平成24年9月21日	〃
平成25年9月20日	〃
平成28年5月13日	〃
2020年9月18日	〃

### (目的)

第1条 この規則は、土木学会表彰規程 第14条(1)に規定する環境賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)の円滑な運営を行うことを目的とする。

### (活動)

第2条 選考委員会は、表彰委員会の諮問に基づき、環境賞候補の選考を行い、表彰委員会に上申する。

### (構成)

第3条 組織構成は、選考委員会および選考委員会の業務を補佐する幹事会とする。

2 選考委員会は、環境賞選考委員長(以下委員長という)1名、環境賞選考副委員長(以下、副委員長という)1名、環境賞選考委員(以下委員という)、および幹事若干名で構成する。

3 幹事会は、委員長、副委員長、幹事長、および幹事で構成する。

4 役職者の業務は次のとおりとする。

(1) 委員長は選考委員会の運営を総括する。

(2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(3) 委員長は選考に必要な準備作業などを行うために幹事および幹事長を選任することができる。また幹事長は幹事を代表し、幹事業務を総括する。

### (委員長・委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長、副委員長は、会長が指名する。

2 委員は、理事若干名、支部選出委員および環境関連分野の学術、技術研究のために常設されている委員会から選出された委員とする。

3 理事委員は、会長が指名し、委嘱する。

4 支部選出委員の数は年度当初における各支部会員(学生会員を含まず)の現在数4,000名につき1人の割合とし、端数2,000名を越える場合は1名を加える。ただし、最小限は各支部1名とし、各支部別に会員の中から支部長が推薦し、会長が委嘱する。

5 幹事は、委員長の指名により、委員外より年度毎に選任する。

6 委員長、副委員長は2年連続の就任は認めない。任期終了後の新委員長が決定されるまでの間は、前任の委員長が委員長の職務を継続して実施する。

7 委員の任期は2年とし、定時総会を区切りとする。ただし、再任を妨げないが、2期連続の委員就任は認めない。委員は毎年半数の入れ換えとする。途中退任委員の後任を委嘱する場合には

後任委員の任期は残りの期間とする。

8 幹事の再任を妨げないが、連続4年以上に渡る再任は行わない。

(選考対象)

第5条 環境賞は次の研究およびプロジェクトに区分して、それぞれ選考される。

(Ⅰグループ) 環境の保全・改善・創造に資する新技術開発・概念形成・理論構築等に貢献した先進的な土木工学的研究。

(Ⅱグループ) 土木技術・システムを開発・運用し、環境の保全・改善・創造に貢献した画期的なプロジェクト。

(選考の範囲)

第6条 選考対象は、受賞年度の5年前の10月1日から受賞年度9月30日までの間に終了した国内外の研究およびプロジェクトとする。但し、継続中であっても十分な実績が得られていると考えられるものは選考対象とする。

(応募の方法)

第7条 応募は推薦によるものとし、自薦も認める。

2 推薦者は、正会員(個人、法人)、特別会員および土木事業に関連する学・協会とし、自薦も認める。

3 応募者は、別に定める推薦書と添付資料を環境賞選考委員会宛に提出する。

(選考)

第8条 受賞候補は、推薦されたものの中から選考する。

2 選考委員会は、推薦書の整備を行うため、応募者に説明を求めることができる。また、明らかに表彰規程および募集要項に適合しないと認められたものは除外することができる。

3 応募が多数の場合には予選を行うことができる。予選の方法は原則として下記に従う。その他必要なものについては選考委員会が定める。

(1) 推薦書写と添付資料を委員に送付する。

(2) 全応募から区分毎に選考委員会が定める件数以内を選んで投票する。

(3) 開票は幹事会において行う。

(4) 開票の結果、得票順に原則として選考委員会が定める件数以内を予選通過とする。

4 選考委員会において応募者に出席を求め内容説明会を開催する

5 受賞候補の決定は、原則として下記に従う。

(1) 投票用紙を全委員に送付する。この場合、予選を省略したときにおいては、推薦書写と添付資料を全委員に送付する。

(2) 投票は候補対象から評価に値するものを選ぶ。

(3) 開票は幹事会にて行う。

(4) 受賞候補の決定は選考委員会にて行う。

6 受賞候補は有効投票数の6割以上を獲得したものとする。ただし、審議の上変更することがある。

(運営)

第9条 選考委員会は委員長が招集して開催する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴収し、選考委員会の開催に代えることができる。

2 幹事は、選考委員会の運営事務を行う。なお、議決権は持たない。

(表彰委員会への上申等)

第10条 委員長は表彰委員会に、受賞候補の選考結果、選考理由を上申する。

2 規則の変更は、理事会の審議に先立って表彰委員会に諮る。

(事務局)

第 11 条 選考委員会の担当事務局は、総務課とする。

(規則の変更)

第 12 条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 この変更内規は、平成 17 年 8 月 22 日から施行する。

附則 (平成 18 年 4 月 21 日 理事会議決) この変更内規は、平成 18 年 4 月 21 日から施行する。

附則 (平成 18 年 9 月 15 日 理事会議決) この変更内規は、平成 18 年 9 月 15 日から施行する。

附則 (平成 19 年 9 月 7 日 理事会議決) この変更内規は、平成 19 年 9 月 7 日から施行する。

附則 (平成 20 年 9 月 5 日 理事会議決) この変更内規は、平成 20 年 9 月 5 日から施行する。

附則 (平成 21 年 9 月 11 日 理事会議決) この変更内規は、平成 21 年 9 月 11 日から施行する。

附則 (平成 22 年 9 月 17 日 理事会議決) この変更内規は、平成 22 年 9 月 17 日から施行する。

附則 (平成 23 年 9 月 16 日 理事会議決) この変更内規は、平成 23 年 9 月 16 日から施行する。

附則 (平成 23 年 11 月 18 日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成 23 年 11 月 18 日から施行する。

附則 (平成 24 年 5 月 11 日 理事会議決) この変更規則は、平成 24 年 4 月 16 日から施行する。

附則 (平成 24 年 9 月 21 日 理事会議決) この変更規則は、平成 24 年 9 月 21 日から施行する。

附則 (平成 25 年 9 月 20 日 理事会議決) この変更規則は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。

附則 (平成 28 年 5 月 13 日 理事会議決) この変更規則は、平成 28 年 5 月 13 日から施行する。

附則 (2020 年 9 月 18 日 理事会議決) この変更規則は、2020 年 9 月 18 日から施行する。